

公益財団法人新国立劇場運営財団評議員報酬規程

(平成23年10月24日 新国立劇場運営財団規程第145号)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）定款第13条に規定する評議員の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 評議員の報酬は、会議等出席報酬とする。

(報酬の支払い)

第3条 報酬は、その金額を通貨で、直接評議員に支払う。ただし、法令に基づきその評議員の報酬から控除すべきものがある場合には、その額を控除して支払う。

2 評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 報酬は、会議等に出席した都度、支給する。

第2章 評議員の報酬等

(評議員の報酬等)

第4条 評議員の会議等出席報酬の額は、財団の会議等に出席した場合、日額として17,100円を支給する。ただし、遠隔地から財団の会議等に出席する場合には、公益財団法人新国立劇場運営財団旅費規程の定めにより旅費を加算して支給することができる。

2 会議等の議長を務める者に対しては、前項の会議等出席報酬の額に2,500円を加算することができる。

3 国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する職（一般職及び特別職）にある評議員については、旅費のみを支給することができる。

第3章 補 則

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則（平成23年10月24日新国立劇場運営財団規程第145号）

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。